

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

保険料の納付が困難な方や30歳未満の方などのための制度があります

保険料の納付が困難な方は：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除（一部納付）制度」があります。
(表1参照)

30歳未満の方は：

世帯主の所得が高く、保険料免除の対象にならない30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」、また、学生の方には、「学生納付特例制度」があります。

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査しますが、若年者納付猶予制度は、本人と配偶者のみ、学生納付特例制度は本人のみで判定することになります。

■若年者納付猶予制度

↓本人と配偶者の所得を審査

■学生納付特例制度

↓本人の所得のみで審査

次年度の手続きは：

全額免除および若年者納付猶予を承認された方については、次年度も引き続き申請を希望する場合には、改めて申請書を提出する必要があります。ただし、所得審査のため、申告等をしていただく必要があります。

また、学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学予定であることが確認できている場合、送付されるハガキで申請手続きができます。

※失業もしくは震災、風水害、火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請や若年者納付猶予申請、または、一部納付申請の場合は、毎年の申請が必要となります。

※学生納付特例を承認された方であっても、翌年度にハガキが送られてこない方については、申請書の提出が必要になります。

表1 免除となる前年の所得（収入）のめやす

	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)
全額免除	57万円 (122万円)	92万円 (157万円)	162万円 (257万円)
4分3免除	93万円 (158万円)	142万円 (229万円)	230万円 (354万円)
半額免除	141万円 (227万円)	195万円 (304万円)	282万円 (420万円)
4分1免除	189万円 (296万円)	247万円 (376万円)	335万円 (486万円)

※2人世帯と4人世帯は、夫婦のどちらかにのみ所得がある世帯の場合です。
※社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。
※平成20年4月～6月分の申請については、前々年（平成18年）の所得で審査します。

付加年金と国民年金基金について

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた方が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で、792,100円（平成20年度

額）ですが、「付加年金」や「国民年金基金」の制度を利用して、将来受け取る老齢基礎年金に上乘せした年金を受け取ることができます。

付加年金

国民年金基金に加入していない国民年金第1号被保険者が、国民年金保険料を納付する際に、付加保険料を納付することで、老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの付加年金を受け取ることができます。

■付加保険料額

400円（月額）

■付加年金額

200円×納付月数（年額）

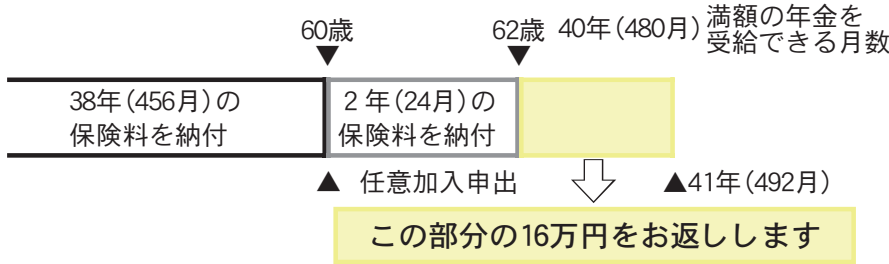
国民年金基金

国民年金第1号被保険者が対象となり、「地域型」「職能型」のいずれかに加入します。加入者は、掛金や受けた年金額などに応じて、口数と納付の型を選択し、国民年金保険料とは別に掛金を納めることで、老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの年金が支給されます。

申込・問い合わせ先

付加年金は、最寄りの社会保険事務所、国民年金基金は、北海道国民年金基金（☎0120-65-4192）まで

【具体例】 A子さん（67歳）のケース



※一つの例であり、実際にはさまざまなケースがあります。
 ※お返しするのは、任意化加入被保険者として納付された保険料です。
 ※生年月日により満額の老齢基礎年金を受給できる月数は異なります。

問い合わせ・手続きはお近くの社会保険事務所まで

平成17年3月以前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しします。

納めすぎた年金をお返しします
 60歳以降国民年金に任意加入
 されていた方へ

「ねんきん特別便」が届いたら確認して必ず回答しましょう

年金の加入履歴が「ねんきん特別便」で通知されます。
 年金記録に「訂正がある」「もれや間違いがある」年金受給者は、手続きが必要です。
 「訂正がない」「もれや間違いがない」場合も必ず確認結果を返送しましょう。

「ねんきん特別便」はいつ届く？

平成19年	12月	5,000万件の中に記録が見つかる可能性がある方に送付
	1月	
	2月	
平成20年	3月	5,000万件の中には記録がないと思われる年金受給者に送付
	4月	
	5月	
	6月 ～ 10月	5,000万件の中には記録がないと思われる現役加入者に送付

「ねんきん特別便」が届いたら…

- ①メッセージを見る。
- ②「あなたの加入記録」を確認する。
 記載されていない加入期間はないか、記載内容に誤りはないか、確認する。

ここをチェック✓

- 勤務先や国民年金の加入期間の記載に漏れがないか
- 勤務期間や国民年金の加入期間の時期に誤りはないか
- 勤務期間と国民年金の加入期間がつながっているか



- ③確認結果を必ず回答する。

	訂正がある	訂正がない
年金受給者 (年金をもらっている方)	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金加入記録照会票」に必要事項を記入する。 ・「確認はがき」を切り取らずに“訂正がある”を○で囲む。または、“もれや間違いがある”に○をつける。 ・年金証書を添えてお近くの社会保険事務所まで手続きをする。 ・出向けない場合は、専用ダイヤル（☎0570-058-555）に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取る。 ・“訂正がない”“もれや間違いがない”に○をつける。 ・提出年月日、氏名を記入の上、社会保険庁に返送する。
現役加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、返信用封筒を入れて社会保険庁に返送する。 ・社会保険庁が記録の調査を行い、その結果が改めて送られてくる。 	